

兵庫県公報

平成28年12月26日 月曜日 第 2861 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	1
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	4
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	5
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	6
○ 教習指導員審査の実施	7
正 誤	
○ 平成19年9月18日付け兵庫県公報第1911号中	8
○ 平成19年11月2日付け兵庫県公報第1924号中	9
○ 平成23年2月22日付け兵庫県公報第2263号中	9
○ 平成26年5月7日付け兵庫県公報第2591号中	9

告 示

兵庫県告示第1086号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成28年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
柏322	山本竜矢 丹波市氷上町油利104番地2	○	○	○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
神25	株式会社 西村 代表取締役 西村 嶺 神戸市中央区北長狭通5丁目2-19	○		○		生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
姫129	株式会社 山田林業 代表取締役 山田 尚弘 姫路市北平野南の町13番58号	○	○	○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ

兵庫県告示第1087号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市湊1077番地1 杉 谷 富 弘 同 市湊397番地 北 浜 紀 義	湊	湊漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成28年12月26日から平成29年1月9日まで
- (2) 縦覧場所 湊加入区 南あわじ市湊1100 湊漁業協同組合



兵庫県告示第1088号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
高砂工業所長 落 合 計 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	30号ニ ろ過施設	33号イ 縮合反応施設			
能 力	80 L / m ² ・ 時	30,000 L			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月	着手後8箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 8時間	24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要	なし	なし			
	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6.5～7.5	6～8	6～7	6～7

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	196,670	196,670	5	10
	浮遊物質 (単位 mg/L)	70	100	200	300
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	10	2	2
	りん含有量 (単位 mg/L)	3	3	0.1	0.1
	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.1	0.1	—	—
	塩化ビニルモノマー (単位 mg/L)	—	—	1.7	1.7
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	80	80	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	4	5	1.59	3.15	

備考 汚水等の一部は外部委託処理するとともに、既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年12月26日から平成29年1月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1089号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
工場長 山本正人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設
能	力	120m ³ /時
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日	

使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	2	1.3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	1
	浮遊物質 (単位 mg/L)	10未満	10未満
	窒素含有量 (単位 mg/L)	72,000	72,000
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—
	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	72,000	72,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	3

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年12月26日から平成29年1月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成28年12月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大久保陽一後援会	村上義円	竹内俊延	宍粟市山崎町野183	平成28年11月16日
太田康文後援会	天野博	天野みゆき	南あわじ市潮美台1丁目11の17	平成28年11月25日
田淵和彦後援会	梨本光雄	田淵和彦	赤穂市西有年1349-1	平成28年11月14日

日原ひろのぶ後援会	日 原 孝 宣	日 原 恵	丹波市山南町大河217	平成28年11月11日
前田ひさし後援会	武 田 伸 示	濱 田 学	赤穂市大津1698番地1	平成28年11月9日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
自由民主党兵庫県第七選挙区支部	山 田 賢 司	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	佐々木 達 二	平成28年11月21日
			旧	梶 原 治 平	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
今村たけしXDL	今 村 岳 司	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	今 村 岳 司	平成28年11月21日
			旧	今 村 亜希子	
大西ひろ美後援会	岸 田 昇	代 表 者 の 氏 名	新	岸 田 昇	平成28年10月25日
			旧	足 立 正 典	
賢政会	山 田 賢 司	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	佐々木 達 二	平成28年11月21日
			旧	梶 原 治 平	
徳田きよこ後援会	上 田 孝	代 表 者 の 氏 名	新	上 田 孝	平成28年11月17日
			旧	西 本 幸 作	
兵庫県歯科医師連盟神崎郡支部	藤 本 雅 彦	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	藤 本 雅 彦	平成28年11月10日
			旧	藤 沢 宗 弘	
ひろなか信正後援会	西 尾 清	代 表 者 の 氏 名	新	西 尾 清	平成28年11月1日
			旧	中 村 大 蔵	
やまだ賢司後援会	山 田 賢 司	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	佐々木 達 二	平成28年11月21日
			旧	梶 原 治 平	
レコンキスタ西宮	今 村 岳 司	代 表 者 の 氏 名	新	今 村 岳 司	平成28年11月21日
			旧	中 村 毅 志	
		会 計 責 任 者 の 氏 名	新	今 村 岳 司	平成28年11月21日
			旧	今 村 亜希子	

3 政治団体の解散の届出

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
こせき健二後援会	古 跡 和 夫	平成28年11月30日
世良俊彦後援会	築 谷 斉	平成28年10月31日

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第72号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成28年12月7日に次のとおり指示した。

平成28年12月26日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 近 藤 敬 三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。

(4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成29年1月1日から同年12月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第390号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年12月26日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（^{ひん}牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成29年2月4日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成28年12月26日（月）から同月28日（水）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{ひん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し
カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成28年12月26日（月）から同月28日（水）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成28年12月28日（水）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,450円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成29年3月7日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

~~~~~

**兵庫県公安委員会告示第391号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年12月26日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（<sup>けん</sup>引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成29年2月4日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成28年12月26日（月）から同月28日（水）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成28年12月26日（月）から同月28日（水）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成28年12月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては14,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成29年3月7日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係  
電話 (078) 912-1628

正 誤

○平成19年9月18日付け（兵庫県公報第1911号）  
兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）中

|       |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|
| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-----|-----|-----|



|    |       |                     |                     |
|----|-------|---------------------|---------------------|
| 14 | 上から2  | 西宮市山口町金仙寺（別図96のとおり） | 西宮市山口町中野（別図96のとおり）  |
|    | 上から10 | 西宮市山口町中野（別図98のとおり）  | 西宮市山口町香花園（別図98のとおり） |
|    | 上から14 | 西宮市山口町中野（別図99のとおり）  | 西宮市山口町香花園（別図99のとおり） |



○平成19年11月2日付け（兵庫県公報第1924号）  
兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）中

| （ページ） | （行）   | （誤）                | （正）                |
|-------|-------|--------------------|--------------------|
| 8     | 下から19 | 豊岡市但東町赤花（別図91のとおり） | 豊岡市但東町奥赤（別図91のとおり） |



○平成23年2月22日付け（兵庫県公報第2263号）  
兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）中

| （ページ） | （行）   | （誤）                  | （正）                  |
|-------|-------|----------------------|----------------------|
| 13    | 上から14 | 豊岡市出石町奥小野（別図142のとおり） | 豊岡市出石町口小野（別図142のとおり） |



○平成26年5月7日付け（兵庫県公報第2591号）  
兵庫県告示第406号（土砂災害警戒区域の指定）中

| （ページ） | （行）   | （誤）                | （正）                |
|-------|-------|--------------------|--------------------|
| 15    | 上から18 | 西宮市山口町金仙寺（別図8のとおり） | 西宮市山口町上山口（別図8のとおり） |